

<h1 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h1>			
			年 月 日
<h2 style="margin: 0;">警察署長殿</h2>			
住所			
申請者			
氏名		(印)	
道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
方法又は形態			
添付書類			
現場	住所		
責任者	氏名	電話	
第 号 道路使用許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日			
警察署長			(印)

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
 - 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- 1 この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この期間内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県公安委員会となります。）提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。